

増田クリニック居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人社団容生会 増田クリニック 在宅医療部
所在地 東京都足立区南花畑 5-17-1
法人種別 医療法人社団
代表者名 理事長 増田 勝彦
電話番号 03-3885-6873
FAX 番号 03-3885-7017

東京都知事から指定を受けているサービスの種類および指定番号
居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導 1312130763

2. 事業の目的と運営方針

- ① 診療所の医師が、通院困難な要介護状態にある者（以下「要介護者等」という）または要支援状態にある者（以下「要支援者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。
- ② 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者等および要支援者等がその有する能力に応じて日常生活を営むことができるよう医師がその居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、生活機能の維持又は質の向上を図るよう努める。
- ③ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村、地域包括支援センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 提供日時 月曜日～金曜日 9：00～19：00
土曜日・日曜日 9：00～17：00

※祝日及び夏季休業、12月31日～1月3日を除く。

4. 苦情申立窓口

増田クリニック在宅医療部 連絡先 03-3885-6873
容生会事務局 連絡先 03-3885-7206
東京都国民健康保険団体連合会 連絡先 03-6238-0177

5. 緊急時の対応方法

医師への連絡を行い指示に従います。医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。状況に応じて関係各所へ連絡いたします。

6. サービス提供の終了について

地震・積雪・噴火等の天災やその他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービス提供の実施が出来なくなることがあります。

また、下記の項目の一つに該当する場合は自動的に終了します。

- ① 介護認定が終了もしくは自立と認定された場合
- ② 事業者が破産した場合
- ③ サービス利用料の支払いが三か月以上遅延し、料金の支払いを催告したにも関わらず14日以内に支払われない場合
- ④ 要支援者等、要介護者等またはその家族等が事業所やサービス従業者に対し、サービス提供の継続が難しい迷惑行為・背信行為（暴力・暴言・いやがらせ・自己負担金の長期滞納等）を行った場合
- ⑤ 転居等によりサービス利用が中止となった場合
- ⑥ 要支援者等、要介護者等が死亡した場合

7. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 当事業所は、サービス提供中に、事業所の従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとします。

8. ハラスメント防止に関する事項

(1) 利用者または家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び当事業所の従業員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、行政機関に相談を行い、サービスの提供を終了させて頂くことがあります。

以下のようなハラスメント行為があった場合、直ちにサービスの提供を終了させて頂くことがあります。

- ① 暴力または乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける等）
- ② セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ③ その他上記に準じる行為（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為）

(2) 当事業所の従業員に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業員に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

9. その他

当事業所では、従業員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、警察に通報する場合があります。

所在地： 東京都足立区南花畑 5-17-1
名称： 医療法人社団容生会 増田クリニック
電話番号： 03-3885-6873（在宅医療部直通）
緊急連絡先： 090-3345-9505

年 月 日

当事業所（以下「乙」という）は、契約者（以下「甲」という）に対する居宅サービスの提供開始に当たり、運営規程および重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明致しました。

(乙) 所在地 東京都足立区南花畑5-17-1

名称 医療法人社団容生会 増田クリニック 在宅医療部

代表者氏名 増田 勝彦 ⑩

説明担当者 _____ ⑩

甲は運営規程および重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲) 住所 _____

氏名 _____ ⑩

契約者家族住所 _____

契約者家族氏名 _____ ⑩

続柄 _____